

# 12月の安全運転のポイント 平成21年12月号

過去の統計によると、12月は1年の中で最も事故が多発する月です。事故が多発する要因としては年末のせわしなさや降雪などの気象の影響もあるかと思いますが、今回は1年の締めくくりとして、ご自身の運転行動を振り返ってみましょう。事故が多発するこの時期にあらかじめ安全運転を意識し、余裕のある穏やかな運転を心がけてください。

また、12月は忘年会のシーズンでもあり、お酒を飲む機会が増える方もいらっしゃるかと思います。裏面には飲酒運転に関する罰則などをまとめましたので、ご参考としてご一読ください。

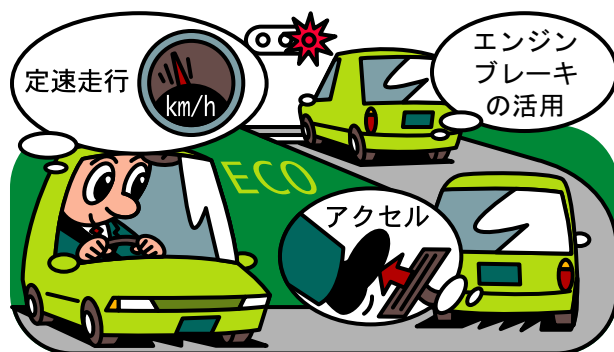
## 安全運転の振り返りチェック

### 安全走行の基本

- ① 一時停止の標識や標示のある場所では、しっかり止まって安全確認をしましたか。 . . . . .
- ② 前車が急停止しても追突しないだけの十分な車間距離をとって走行しましたか。 . . . . .
- ③ 走行中に脇見や考え事をしていて、ヒヤリとしたりハッとしたことはありませんでしたか。 . . . . .
- ④ 黄信号で強引に交差点を通過したことはありませんでしたか。 . . . . .
- ⑤ 走行中に携帯電話を使用して通話やメールなどをしませんでしたか。 . . . . .
- ⑥ 薄暮時には早めにヘッドライトを点灯しましたか。 . . . . .
- ⑦ 雨天時は、晴れた日よりもスピードを落とし、車間距離も長くにとって走行しましたか。 . . . . .
- ⑧ 高齢運転者標識や初心運転者標識等を付けた車に幅寄せや割り込みをしませんでしたか。 . . . . .
- ⑨ ドライバーはもちろんのこと、同乗者にもシートベルトをきちんと着用させましたか。 . . . . .
- ⑩ 合流しようとしている車を入れてあげるなど、思いやりや譲り合いの運転に努めましたか。 . . . . .

### エコ安全ドライブ

- ① 急発進や急加速をしませんでしたか。 . . . . .
- ② 短時間の駐停車でも、エンジンを切りましたか。 . . . . .
- ③ タイヤの空気圧をこまめにチェックしましたか。 . . . . .
- ④ 停止時は早めにアクセルから足を離すなど、エンジンブレーキを活用した運転を心がけましたか。 . . . . .
- ⑤ できるだけ速度のムラのない「定速走行」を心がけましたか。 . . . . .



### 高速道路走行

- ① 時間に余裕のある走行計画を立てましたか。 . . . . .
- ② 出発前に燃料やタイヤのチェックなどの車両点検を行いましたか。 . . . . .
- ③ 携帯トイレ等の渋滞に備えた携行品の準備は万全でしたか。 . . . . .
- ④ スピードを出し過ぎたり、車間距離をつめて走行することはありませんでしたか。 . . . . .
- ⑤ 疲れや眠気を感じたにもかかわらず、運転を続けたことはありませんでしたか。 . . . . .



# 「飲酒運転をしない、させない」を徹底しましょう!!

飲酒運転は重大事故を引き起こす危険で悪質な行為であり、いかなる理由があろうと許されるものではなく、違反者に対しては厳しい罰則が科せられます。

また、飲酒運転をするおそれのある者に車両や酒類を提供したり、飲酒運転の車に同乗するなど、飲酒運転を助長するような行為も禁じられており、これに違反した場合も厳しい罰則が科せられます。

年末年始を迎えるにあたり、皆さん一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない」を徹底し、飲酒運転の撲滅を図りましょう。

## 飲酒運転に対する罰則

### ◆酒酔い運転

酒酔い運転に対しては、「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」が科せられるとともに、違反点数35点が付され、最低でも3年間の免許取消しとなります。

### ◆酒気帯び運転

酒気帯び運転に対しては、「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」が科せられるとともに、呼気1リットル中のアルコール濃度0.25mg以上の場合は、違反点数25点で最低でも2年間の免許取消し、0.15mg以上0.25mg未満の場合は、違反点数13点で最低でも90日間の免許停止となります。

\*二日酔いでも、酒気が残っていれば「酒気帯び運転」になります!!



飲酒運転は社会的犯罪!!

## 車両や酒類の提供等に対する罰則

飲酒運転で処罰されるのは自分が飲酒運転をした場合だけではなく、次の行為を行った場合も処罰の対象となります。

- ・酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれがある者に対して車両を提供した場合。
- ・運転を行う可能性があるものに対して酒類を提供した場合。
- ・飲酒運転の車に自分を同乗させるよう要求や依頼をして同乗した場合。

車両・酒類の提供や同乗に対する罰則は、提供を受けた運転者や同乗した車の運転者が酒酔い運転をした場合と酒気帯び運転をした場合とで異なります。

### 【車両を提供した場合】

- ・「酒酔い運転」⇒「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」
- ・「酒気帯び運転」⇒「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」

### 【酒類を提供した場合】

- ・「酒酔い運転」⇒「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」
- ・「酒気帯び運転」⇒「2年以下の懲役又は30万円以下の罰金」

### 【飲酒運転の車に同乗した場合】

- ・「酒酔い運転」⇒「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」
- ・「酒気帯び運転」⇒「2年以下の懲役又は30万円以下の罰金」



## 「ご相談・お申込先」

《皆様の安心と安全のブレイントラスト（専門顧問グループ）》

株式会社ヤシロエージェンシーリミテッド 担当：八城一浩

〒107-0052東京都港区赤坂3-1-2 TEL：03-3582-4511